

令和7年度 第4回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年7月14日（月）午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 （30人）

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
7番 福島 初代君	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	14番 鈴木 洋一郎君
15番 長田 正之君	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	20番 土屋 壯一君
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
23番 瀬戸 朝光君	
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
29番 高田 哲夫君	30番 芹澤 裕治君
31番 齋藤 浩也君	

欠席委員 （1人）

24番 長田 光正君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告  
報 第8号 農用地利用集積等促進計画の許可について
- 7 農地法に関する議案  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について  
議案第19号 非農地証明申請書の決定について
- 8 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案  
議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）について  
議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）について（農地中間管理特例事業）
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

## 会議の概要

事務局長 ただ今から令和7年度第4回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

---会長挨拶---

事務局長

ありがとうございました。

はじめに出席の報告をさせていただきます。本日、24番長田光正委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。

会長よろしく願いいたします。

会長

着座にて失礼いたします。これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、1番鈴木誠之委員、9番勝間田美保子委員よろしく願います。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告に入ります。

報第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第7号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年7月14日報告。今月の5条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

続きまして、日程6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告に入ります。報第8号 農用地利用集積等促進計画の認可について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書 2 ページをお願いします。

報第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定により、別紙の農用地利用集積等促進計画について静岡県知事の認可があったため報告する。令和 7 年 7 月 14 日報告。

議案書 3 ページの議案第 8 号別紙資料 農用地利用集積等促進計画一覧表をご覧ください。

はじめに議案書の訂正をさせていただきます。整理番号 11 から整理番号 19 までの利用権の種類につきまして、使用貸借権から賃貸借権に修正をお願いいたします。

本案件、令和 7 年 5 月 30 日に静岡県知事の認可を受けた農用地利用集積等促進計画となります。本報告における計画は、農地中間管理事業による利用集積等促進計画が 19 件で、合計面積は 32,770 m<sup>2</sup>、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号 1～19（議案書の内容読み上げ） 55 筆 32,770 m<sup>2</sup>

本案件の農用地につきましては、平成 31 年 2 月の農業委員会総会で農用地利用集積計画が議決され、市内で農業を営む法人が借り受けて耕作しておりました。この度、権利や借り受け期間等の条件はそのまま、耕作者のみを変更する申し出があったため、県知事の認可を受けたものです。なお、このように借り手のみを変更し、それ以外の条件は従来どおりとする場合については、農地中間管理事業の推進に関する法律により、静岡県農業振興公社が県知事に対して申請をし、認可を受けることとされており、農業委員会での決定は不要となります。

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

借り手の方は市外の方ですね。

事務局

市外の方です。

会長

たまたま当該法人で働き始めて、今回個人でやろうということですか。

事務局

借り手の方は、今年度青年等就農計画を申請して認定された新規就農者の方になります。今まで当該法人で 1 年間研修を受けつつ作業をしていたところ、独立をして法人が借りていた農地をそのまま借り受けて今回耕作をすることになりましたので、この申請に至りました。

会長

農業経験は 1 年ですか。

事務局

当該法人では 1 年ですが、その前に何か所かで合計 3 年間ほど研修を受けているとの

ことです。

会長 何で心配するのかと言うと、6年ぐらい前に県外の方の紹介で、獣医さんが畜産をやりたいということで開始しましたが、結局やめてしまいました。農業ではなかなか食べていける訳ではなく、難しいものなので、頑張っってやってほしいという気持ちをこめて質問させてもらいました。

会長 ほかにはよろしいでしょうか。  
報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程7 農地法に関する議案に入ります。  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いします。  
議案第17号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年7月14日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 1,350 m<sup>2</sup>  
譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。  
整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 339 m<sup>2</sup>  
譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。  
整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

17番委員 調査日は令和7年7月7日です。調査は、譲受人の夫、譲渡人のそれぞれの自宅で行いました。

申請行為について、本人が申請したものであり内容に間違いはございませんでした。  
権利の設定移転の内容ですが、15年程前この周辺をほ場整備しました。その時、譲渡人と譲受人の田んぼが隣合せでありましたが、今回双方の話がまとまったようで、譲渡人から農地を買い受けるための申請です。

効率的利用ということで、取得する農地は現在譲受人が作付け等の作業を行っています。農作業従事者は本人と夫の2名であり、40年ほどの経験があります。最近では息子さん夫婦も手伝っており、5年ほど経験があるそうです。農機具については、トラクター2台、田植機、コンバインを所有しており、現在水田が約2町5反、畑を2反ほど耕作

しております。大きなビニールハウスがありまして、メロン栽培もしているということで、農業に対して積極的に携わって、今後も効率的に耕作されると思われま

す。耕作管理計画ですが、これまでと同様に水稻を作付けする計画であり、問題はないと思

います。転貸しについて、転貸しはないと思われま

す。地域との調和については、周辺と協力し、共同作業の出役や除草、害虫等の駆除など現地に迷惑をかけないように耕作を行うとのことでした。

以上のおり調査したので、報告いたします。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めま

30番委員

す。調査日は令和7年7月6日です。調査場所ですが、譲受人は現地で譲渡人は電話で調査いたしました。

申請行為について、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

権利の設定移転等の内容は、譲渡人は相続で農地を取得したが農業の経験がないため、農地を手放したいと考えており、譲受人は経営規模拡大を考え、農地を買い受けるための申請です。

効率的な利用については、所得する農地は自宅から250mほどで、徒歩5分です。農業従事者は、本人夫婦と息子夫婦の4人で、本人夫婦は50年ほどの経験があります。農機具については、耕運機、草刈り機を所有しています。新たに取得する農地は、自己所有の畑と地続きであり、効率的に耕作管理されると思われま

す。耕作管理計画については、新たに取得する農地は、数年耕作されていませんでしたが、譲受人が草刈り等の管理を行っておりましたので、ほどなく畑として活用できるとのことです。今後各種の野菜を作付けする予定とのこと

です。転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのこと

です。以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思いま

す。本案について賛成の方は挙手願いま

す。(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたしま

会長

す。続きまして、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題としま

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをお願いします。

議案第18号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年7月14日提出。今月の5条許可申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 143㎡

転用内容は、売買による駐車場4台の設置になります。

農地の区分は、鉄道の駅から500m以内にあるため、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

調査日は令和7年7月7日です。調査場所については、電話で聞き取り調査を実施しました。

申請については、本人が申請したものであることは間違いありません。

転用理由は、市道を挟んだアパートの住人のための駐車場の整備ということです。

資金は、自己資金になります。

他の権利者の同意について、他の権利者はおりません。

転用時期は、許可後すぐにということでした。

転用面積は、駐車場4台は適正と思われます。

周辺への影響は、付近の土地への被害防除を講じるが、万が一被害が発生した場合には、当方で対処するということでした。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第19号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。

なお本議案につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、10番委員はご退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

会長 それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の10ページをお願いします。

議案第19号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。  
令和7年7月14日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 公簿地目 畑 現況 山林 636 m<sup>2</sup>

こちらは、昭和60年ごろに植林を行い、山林化したとのこと。平成25年の航空写真でも確認したところ、山林の状態であり、非農地証明の要件である「植林後10年以上経過し山林としての樹幹が認められ、将来山林として維持管理が見込まれるもの」に該当いたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員 調査日は令和7年7月7日です。調査場所は現地です。

申請については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

現状の様子、山林でヒノキが56本、スギが34本、サクラが5本植えられています。  
隣接地も山林になっています。

転用経緯について、昭和60年頃に植林したとのこと、転用から40年ほど経過していることとなります。農地耕作に手がまわらなくなったためとのこと。

所定の手続きをしなかった理由は、農地法に無知なため転用手続きをしなかったとのこと。

農地への回復は、山林の木もかなり大きく、周辺も山林として管理されており、容易でないと認められます。

農業生産力の高さについて、土地改良事業等は実施しておらず、周辺も山林で日当たりが悪く、農業生産力が高い農地ではありません。

他法令については、抵触していません。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 10番委員は戻ってご着席ください。

(10番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 次に日程8 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。  
議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

なお本議案につきましては、8番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、8番委員はご退席をお願いいたします。

(8番委員退席)

会長 それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の11ページをお願いします。  
議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年7月14日提出。

議案書12ページの議案第20号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が1件で、合計面積は1,581㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1(議案書の内容読み上げ) 2筆 1,581㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。  
8番委員は戻ってご着席ください。

(8番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されたので、ご報告いたします。

会長

次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。  
議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の13ページをお願いします。

議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)について(農地中間管理特例事業) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年7月14日提出。

議案書14ページの議案第21号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理機構の特例事業である農地売買事業による利用集積等促進計画が1件で、合計面積は4,428㎡、農地を一時購入する者は静岡県農業振興公社です。

今回の事業について簡単に説明させていただきます。農地中間管理機構が実施している特例事業であり、売り手と買い手の間に中間管理機構が入り、農地売買の手続きをします。同じく農地売買で議案となることが多い農地法第3条許可申請との違いですが、一つ目は売買する農地が青地に限られていること、二つ目は買い手が認定農業者などの担い手に限られること、三つ目は農地の売り手と買い手に税制控除のメリットがあることがあげられます。それでは、内容について説明いたします。

番号1(議案書の内容読み上げ) 1筆 4,428㎡

今回議案第21号について承認いただいた場合、農用地利用集積等促進計画を公社が確認し、県の公告手続きが完了した後、公社へ所有権を移すのと同日付けで、買い手に所有権が移転します。

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 令和7年度東部地区農地利用最適化推進研修会について
2. 農業委員会ライングループへの参加方法について
3. 農地利用状況調査について（お礼）
4. タブレットの返却時期について
5. 地域計画の見直しに向けたファシリ研修会の日程について
6. 地域計画研修出席に係る活動記録簿の記入について
7. 視察研修及び座談会について
8. 令和7年度 御殿場市農業委員会総会等日程表（予定）について
9. マイナンバー提供のお願い
10. 全国農業新聞記事 先進地活動事例（島根県松江市）の紹介・協議について
11. 農業会議情報の案内
12. 次回総会 8月12（火）午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上をもちまして、令和7年度第4回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 9番 \_\_\_\_\_